

大間町障害者活躍推進計画

| | |
|----------------------------|---|
| 機関名 | 大間町役場 |
| 任命権者 | 大間町長 |
| 計画期間 | 令和8年4月1日～令和12年3月31日（5年間） |
| 大間町役場における障害者雇用に関する課題 | 本町においては、在職する雇用障害者が1名であり、その他会計年度任用職員採用試験において、障害者枠を設けて応募を行っている。令和7年度時点では法定雇用率は達成しているが、今後未達成となる可能性も視野に入れ、体制整備や各種取組を実施し、法定雇用率達成の維持を目指す。 |
| 目標 | |
| ①採用に関する目標 | 【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）法定雇用率以上 （参考）令和7年6月1日時点の実雇用率3.75% （評価方法）毎年任免状況通報により把握・進捗管理。 |
| ②定着に関する目標 | 不本意な離職者を生じさせないことを目標とする。 （評価方法） ※毎年度、人事記録等により把握・進捗管理を行う。 |
| 取組内容 | |
| 1. 障害者の活躍を推進する体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当、保健師等）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。 |
| 2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出 | ○新規に採用した障害者及び障害の進行により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合は、労働局に相談しつつ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 |
| 3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 | <ul style="list-style-type: none"> ○相談窓口への相談のほか、障害者である職員に対しては、必要な配慮等の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援期間に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。 ○時間単位の年次休暇や病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。 |
| 4. その他 | ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。 |